確定申告 個人市民税・県民税 申告は3月16日(月)までに

続きのことです。 告期限までに申告して納税する手に対する税金を正しく計算し、申12月31日の1年間の所得と、それ確定申告とは、毎年1月1日~

あります。 合と、戻してもらう場合(還付)が確定申告には、税金を納める場

い。 算して、早めに申告をしてくださ ご自身で所得と税額を正しく計

問合せ先

刈谷税務署
どの確定申告に関すること
▼所得税および復興特別所得税な

◆市民税・県民税申告に関するこじた番号を選択してください。おりますので、問合せ内容に応※電話は自動音声により案内して

確定申告会場のご案内▼刈谷税務署

*2月22日(日・3月1日(日は開設 午前9時~午後5時 年前9時~午後5時

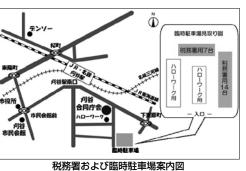
します。

ところ 刈谷税務署

甲島 (別谷合同庁舎内) (刈谷合同庁舎内) 川谷市若松町1丁目4番地1

行っています。用した申告書の作成指導などを申告会場では、パソコンを利

てください。れます。公共交通機関を利用しれます。公共交通機関を利用しまける。公共交通機関を利用したのでのでは、駐車可日別にかぎり利用可能。駐車可臨時駐車場(2月2日別~3月3



申告期限

税…3月16日側 申告所得税および復興特別所得

消費税および地方消費税…

3月3日火

意してください ▼復興特別所得税の記載漏れに注明与税…3月16日月

復興特別所得税は、平成25年分所得税額」欄の記載が必要です。るすべての方について「復興特別還付申告の方も含め、申告され

◆ e - T a x で所得税・復興特別ます。

税額に2.%の税率を乗じて計算し〜平成49年分の各年分の基準所得

贈与税の申告所得税・消費税・地方消費税・)。 Taxで所得税・復興特別

備が必要です。 カードリーダーの購入など事前準明書の取得(手数料が必要)、ICe‐Taxの利用には、電子証

http://www.e-tax.nta.go.jp 人番号カード」に格納されます。 降に申請・交付が開始される「個導入にともない、平成28年1月以明書は、社会保障・税番号制度の明書はでいる。

難されている方へ ・東日本大震災の被害を受けて避

ことができます。外へ避難されている方の国税に関外へ避難されている方の国税に関納税地を所轄する税務署の管轄

・記帳・帳簿などの保存制度

不動産所得または山林所得を生ず

平成26年1月からは、事業所得

広報たかはま H27.1.15 ■ ■ ■